

# 標準報酬月額の上限額の改定について

令和2年9月より、厚生年金保険法並びに地方公務員等共済組合法施行令の一部改正に伴い、厚生年金保険給付及び退職等年金給付に係る標準報酬月額の上限額が、下表のとおり改定されました。

※厚生年金保険給付及び退職等年金給付に係る標準期末手当等の額並びに短期給付(福祉事業含む。)に係る標準報酬月額、標準期末手当等の額の上限額については、変更ありません。

## ●厚生年金保険に係る標準報酬等級区分

標準報酬の等級	標準報酬の月額	報酬月額	
第1級	88,000円	93,000円未満	
(略)	(略)	(略)	
第31級	620,000円	605,000円以上	635,000円未満
第32級	650,000円	635,000円以上	

## ●退職等年金給付に係る標準報酬等級区分

標準報酬の等級	標準報酬の月額	報酬月額	
第1級	98,000円	101,000円未満	
(略)	(略)	(略)	
第30級	620,000円	605,000円以上	635,000円未満
第31級	650,000円	635,000円以上	

